⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、電気通信工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「真駒内24札幌病院新設通信工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年10月30日

最高裁判所事務総局経理局長　林　　道晴

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、プレハブ工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

２　定期受付の申請の時期

⑴　文書郵送受付　平成24年12月３日から平成25年１月15日まで（当日消印有効）。

⑵　文書持参受付　平成24年12月３日から平成25年１月31日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

時間は９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

⑶　インターネット受付

ア　パスワード申請受付期間　平成24年11月１日から平成24年11月30日まで。

イ　入力プログラムダウンロード期間　平成24年11月１日から平成25年１月15日まで。

ウ　申請用データ受付期間　平成24年12月３日から平成25年１月15日まで。

アドレス　https://www.pqr.mlit.go.jp

［注］　上記インターネット方式の受付期間等のうち、土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年１月３日）の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。

なお、上記⑴、⑵及び⑶の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等

ア　文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/zyoho/index.html

イ　インターネットを使用して建設工事及び測量等の申請をする者は、前記２の⑶のウに掲げるアドレスにアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて、平成24年11月１日から平成25年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法により、かつ１箇所に提出すれば足り、重複申請のないよう注意する。

ア　文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参により提出する。

イ　インターネットを使用して申請をする者は、前記２の⑶のウに掲げるアドレスにアクセスし、前記２の⑶のイにおいてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

ウ　建設工事に係る申請書類

㋐　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

㋑　添付書類

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　総合評定値通知書の写し（競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、その審査基準日が、定期受付は平成23年６月30日以降のもの、後記９の随時受付は申請をする日の、１年７月前の日以後のものに限る（インターネットを使用して申請する者は、添付不要）。また、申請者が官公需適格組合であるときは、当該組合及び構成組合員の総合評定値通知書の写しをそれぞれ添付する。）

④　納税証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。））又はその写し

ａ　文書により申請する者は、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行された納税証明書その３等を添付する。

ｂ　インターネットを使用して申請する者は、インターネット受付に係るパスワードを申請した後、平成24年11月１日から平成25年１月15日までに、証明年月日を平成24年10月16日以降とする納税証明書その３等を、電子納税証明書による場合には、前記２の⑶のイでダウンロードした入力プログラムを使用して送信するものとし、書面による場合には、ヘルプデスクあてにＦＡＸにて送信する。

なお、ＦＡＸ送信の際には、納税証明書その３等の右上余白部分に次の４項目を付記したうえで送信する。

(a)　建設業許可番号（８桁）

(b)　電話番号（市外局番から記載）

(c)　ＦＡＸ番号

(d)　担当者名

［注］　個人業者の場合は、担当者名の下に屋号（名称）を付記する。

⑤　申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書（なお、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、インターネットを使用しての申請はできない。その場合の申請は、持参又は郵送による。）

エ　測量等に係る申請書類

㋐　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）